平成２６年（フ）第２９７号
和歌山市小雑賀112番地
破産者　矢髙　盟也
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７１号
和歌山県橋本市隅田町河瀬457番地の１　Ｂ―102
破産者　辻尾　貴子
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０５号
和歌山市新中島22番地４
破産者　中尾左官こと　中尾　匡雄
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１２号
和歌山県橋本市高野口町名古曽944番地の３
破産者　森本　真弓
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２６号
和歌山市中之島2247番地　ダイアパレス向之芝公園103号
破産者　大西かおる
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３６号
香川県高松市太田下町1629番地４、開始決定時の住所香川県高松市寺井町925番地６
破産者　宮崎　克巳
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８９号
長崎県長崎市土井首町238番地３　県営住宅毛井首団地Ｓ棟105号
破産者　浦田　幸子
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４３８号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町５番28号（新屋敷ビル201号）
破産者　奥田　雅己
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第１２１号
茨城県筑西市関本上1156番地の１
破産者　有限会社菊池設備
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２１８号
千葉県富里市日吉台３丁目33番地１
破産者　ケーヨーアーキメタル株式会社
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２１９号
千葉県富里市日吉台３丁目33番地１
破産者　川野　　勇
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第５１４号
最後の住所地川崎市高津区久末686番地　第２ハウスマルシン　203
破産者　被相続人亡小杉誠相続財産
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４２０号
岡山市北区富田町２丁目９番１号
破産者　今田　直義
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９５号
岐阜市宇佐１丁目２番２号
破産者　有限会社アリビラ
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第８７号
岐阜市柳津町梅松４丁目10番地３
破産者　有限会社トータル物流
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第８号
最後の住所三重県度会郡玉城町下田辺709番地８
破産者　亡金森洋介相続財産
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
滋賀県守山市守山１丁目２番１―801号
破産者　松本　浩二
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２６７号
大阪市中央区南船場２丁目６番29号
破産者　鴨川商事株式会社
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４３９号
大阪市平野区加美北５丁目８番23号
破産者　株式会社セイコー製作所
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９６号
和歌山市小雑賀112番地
破産者　有限会社矢髙組
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係